

R8-公募型指名競争入札

教育局総務課学校施設整備室

次により、公募型指名競争入札(期間入札)を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則(※)、高松市契約事務処理要綱(※)、高松市公募型指名競争入札試行要領(※)、高松市期間入札試行要領(※)、期間入札について(※)、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をFAXで送信してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、FAXの受信が直ちに指名につながるものではありません。

また、FAXによる送信が不都合な場合は、持参も可とします。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「入札・契約情報」>契約監理課ホームページの「例規・要綱等」「その他お知らせ」に掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を7月17日(金)正午までに教育局総務課学校施設整備室に提出する必要があります。御注意ください。

1 入札に付する業務	第2次高松市学校施設長寿命化計画策定支援業務委託
2 業務の履行場所	高松市教育局総務課学校施設整備室指定場所
3 業務概要	業務仕様書のとおり
4 履行期間	契約締結日から令和9年3月17日まで
5 予定価格	非公表
6 最低制限価格	設定しない
7 入札保証金	要しない
8 契約保証金	要する(高松市契約規則第24条各号いずれかに該当する場合は免除することができる。)
9 支払条件	完了払い

1 0 入札参加条件	次に掲げる入札参加条件をすべて満たしていること。 (1) 高松市公募型指名競争入札試行要領第4条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる要件を満たすこと。 (2) 過去に、本事業と同等の種類及び規模の契約を締結したことがあり、入札参加申請書提出時点で、当該契約に係る業務が完了していること。 (3) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。 (4) 参加申請書提出日現在、高松市入札参加資格者名簿(以下単に「名簿」という。)の業種「調査・測定」種目「調査・研究」に搭載されていること。 (5) 高松市指名停止等措置要領(平成24年高松市告示第403号)に基づく指名停止期間中でないこと。 (6) 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できないものとする。
1 1 入札参加申請	入札参加を希望する者は、公募型指名競争入札参加申請書(指定様式)及び実績調書(指定様式)に10 入札参加条件(2)を明らかにすることができる書類を添付し、FAX又は持参すること。 (申請受付専用FAX番号 087-839-2615) ※ 契約監理課発注の場合とFAX番号が異なるので注意すること。 ※ 受信確認のため、FAX送信後、送信した旨の連絡を参加申請書提出期間中の市の執務時間中(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで)に電話連絡すること。 (電話番号 087-839-2612) ※ 持参可能な日時は、上記受信確認電話可能な日時と同じとする。
1 2 参加申請書提出期間	令和8年7月13日(月)から同月17日(金)まで(同日正午必着)
1 3 指名(非指名)通知	入札参加資格の有無について、令和8年7月21日(火)までにFAXで送信する。
1 4 入札説明	実施しない。

1 5 質問及び回答	(1) 参加申請後、本業務の内容に質問がある場合は、令和8年7月24日(金)正午までに質問書(指定様式)を教育局総務課内学校施設整備室にFAX又は電子メールで送信すること。 質問受付FAX番号: 087-839-2615 メールアドレス: kyoikusomu@city.takamatsu.lg.jp (2) 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり閲覧に供する。なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上入札しなければならない。 ア 閲覧期間 令和8年7月27日(月)から 令和8年8月4日(火)まで イ 閲覧時間 午前9時から正午まで及び 午後1時00分から午後5時まで ウ 閲覧場所 高松市役所 教育局総務課学校施設整備室	
1 6 入札書の提出期間及び提出先	(1) 入札書の提出方法 郵送又は、持参による。 (2) 入札書の提出期間 令和8年7月29日(水)から 令和8年8月4日(火)午後5時まで (3) 提出先 高松市番町一丁目8番15号 高松市教育局総務課 学校施設整備室(10階) (注) 1 持参の場合は、土・日・祝日を除く。 2 提出時間は、持参の場合は、いずれの日も午前8時30分から午後5時まで。郵送の場合は、提出期間最終日の午後5時までに必着させなければならない。	
1 7 開札	日時	令和8年8月5日(水)午前9時
	場所	高松市役所10階 教育局総務課
1 8 再度入札	無	
1 9 開札の立会い	原則として、入札者の立会いは求めない。	
2 0 問い合わせ先	高松市 教育局総務課学校施設整備室 電話番号 087-839-2612 FAX番号 087-839-2615 E-Mail kyoikusomu@city.takamatsu.lg.jp	
2 1 その他	ここに明記のない条件等については、各種要綱・規則等に準ずるものとする。	

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4及び第167条の11第1項、高松市契約規則第17条において準用する同規則第5条及び第12条の4、高松市期間入札試行要領と期間入札(試行)に関する留意事項、並びに「入札参加者の心得」による。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 令和4年1月1日から、入札書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。責任者等の氏名及び連絡先を記載する場合は、責任者(事務を担当する部門の長)の氏名及び担当者(事務を担当する部門の者)の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号(固定電話。設置していない場合は携帯電話)を記載してください。なお、押印がなく、上記の記載がない場合は無効となります。
- (5) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
- (6) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (7) (6)により契約を締結しないこととした場合は、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (8) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによるが、本案件について落札者は、落札決定後、市が指定する期日までに、記名押印した契約書を持参により提出しなければならない。
- (9) 本文書に明記のない条件等については、契約監理課発注案件に係る高松市公募型指名競争入札実施マニュアルの8及び8-2に準ずる。この場合において、同マニュアル8-2中「苦情及び再苦情」とあるのは、「苦情」と読み替えるものとする。
- (10) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。
- (11) 入札参加申請をした者から指名業者の選定の結果、入札に参加する者に必要な資格を満たす者が1者であった場合でも、入札を有効なものとして執行する。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準 (抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、[契約監理課ホームページ](#)を御参照ください。

⇒契約監理課ホームページ：

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。））

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。（５）
以外は法定事項である。

- （１） 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- （２） 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- （３） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- （４） 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- （５） 本業務の設計は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（２省協定労務単価）に基づく香川県の単価表等により積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。また、下請契約を締結する場合は、下請労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- （６） 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- （７） （１）から（６）までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも[契約監理課ホームページ](#)に掲載しています。